

## 名古屋市上下水道局水道用資材の製作者登録要領

(平成19年1月11日局長決裁)

(最終改正平成24年4月1日)

### (趣旨)

第1条 この要領は、名古屋市上下水道局土木工事用資材の製作者登録要綱（平成18年9月8日局長決裁。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、製作者登録（指定品目のうち、水道用資材に限る。以下同じ。）を行うにあたっての要件及び手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (登録要件)

第2条 要綱第10条第1項に規定する「別に定める要件」は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自社工場を有すること。
- (2) 自社工場が社団法人日本水道協会検査工場登録又は日本工業規格表示許可を受けていること。
- (3) 製品の製作の一部について、第三者と提携し、又は第三者に委託する場合は、当該第三者が前2号の要件に適合していること。
- (4) 製作する製品の材質が水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第1条第17号に掲げる要件に適合していること。
- (5) 製作する製品の材質及び構造等が要綱第5条に定める技術仕様に適合していること。

### (審査等)

第3条 登録申請（指定品目のうち、水道用資材に限る。）の審査等を行うため、水道用資材登録審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 局長は、委員会の審査の結果に基づき、製作者登録を行うものとする。

### (提出書類)

第4条 要綱第8条第2項に定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会社概要
  - (2) 日本水道協会検査工場等登録の写し
  - (3) 工場内設備配置図兼原材料等の流図
  - (4) 品質管理体制表
  - (5) 社内作業標準図・検査体制表
  - (6) 材料試験成績表等証明書類
  - (7) 製品仕様書並びに関係書類
  - (8) 製造実績及び納入実績等
- 2 製作工程の一部委託又は部品購入を行う場合は、提携先との契約関係、品質管理等が確認できる書類を提出するものとする。

(提出先等)

第5条 申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）の提出先等は、次表のとおりとする。

提出先	名古屋市昭和区福江二丁目9番30 名古屋市上下水道局計画部技術管理課基準第一係
提出方法	持参
提出部数	2部（日本工業規格A4のファイル）
その他	登録等の通知の受け取りについて郵送を希望する者は、申請書類の提出の際、郵送先の住所及び氏名を記載し80円分の切手を貼付した定形郵便物の返信用封筒を合わせて提出すること。

(製品検査)

第6条 局長は、指定品目のうち局規格品（当局において独自に規格を定めた製品をいう。）又は局規格品以外であって局長が必要と認めるものに係る製作者登録を行う場合は、申請者に製品検査を行わせるものとする。

- 2 製品検査は、申請書類に記載された工場で、社団法人日本水道協会の検査規程に基づいて行うものとする。
- 3 製品検査を行う場合は、申請書類に記載された製造設備、検査設備及び品質管理体制等の確認（以下「工場検査」という。）を併せて行うものとする。

ただし、申請者が既に別の製作者登録の際に工場検査を行っている場合又は I S O 9000 s を取得している場合は工場検査を省略することができる。

- 4 申請者は、検査状況が撮影された写真及び検査の結果をまとめた報告書を局長に1部提出するものとする。
- 5 製品検査に要する費用は、当局検査員に要する費用を除き、申請者が負担するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 製作者登録の有効期間は、原則として製作者登録の日から4年を経過した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の末日までとする。

- 2 有効期間の満了後においても引き続き製作者登録を受けようとするものは、有効期間が満了する前に再度登録申請をしなければならない。

(通知)

第8条 委員会による審査の結果は、要綱第10条に規定する様式により申請者に通知する。

(庶務)

第9条 この要領に関する事務は、計画部技術管理課において処理する。

附 則

この要領は、発布の日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年6月1日一部改正する。
- 2 水道用資材の製作者登録に関する要領（平成14年4月1日局長決裁）は、廃止する。

附 則（平成24年2月21日計画部長決裁）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。